様式第十号 (第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 あて

※登記事項証明書(又は住 民票)に記載されたとおり に記入してください。 申請者

ふりがな ぐんまけん おおたし はまちょう住 所 **群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号**

ふ り が なじょうしゅうかんきょうあかぎたろう氏名 株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0276) 47-0000 郵便番号 000-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の 事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日 第01000〇〇〇〇〇〇 許可の年月日及び許可番号 収集運搬業・処分業の区分 產業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く) 許可に係る事業の範囲(収集運搬業に ※現在の許可内容を記入 |あっては、取り扱う産業廃棄物の種類| (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄 |物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含|*例) ①汚泥、②木くず、③動植物性残さ、④ガラスくず・コ* |有ばいじん等が含まれる場合は、その旨|*ンクリートくず及び陶磁器くず、⑤がれき類*| を含む。) 及び積替え又は保管を行う ※①については、無機性汚泥に限り、水銀使用製品産業廃棄 かどうか、処分業にあっては、処分の 物(水銀回収義務の対象を除く)及び水銀含有ばいじん等(水 方法ごとに区分して取り扱う産業廃 銀回収義務の対象を除く)を含む 棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有 ※④については、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務の 産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又|*対象を除く)を含む* は水銀含有ばいじん等が含まれる場合 ※④、⑤については、石綿含有産業廃棄物を含む は、その旨を含む。)を記載すること。) 産業廃棄物の種類の追加 変 内 容 廃油(積替え及び保管を除く) 更 事業の拡大のため 変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可 を受けている場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要 **※** 事 終 処 欄 玾

(日本産業規格 A列4番)

十 至二	F 255_	ᇇ坦
1対マエ	弋第-	-

(第2面)

申	請者(個人である	場合)				
	(ふりがな)	北 年 日 日		本	———— 籍	
	氏 名	生年月日		住	所	
	あらた よしさだ	G00 F 0	群馬県	具太田市新田反町町〇〇番	ツケロボのしいかつま	司
	新田義貞	S33. 5. 8	群馬県	具太田市新田市野井町〇〇番	※住民票のとおり記入	╝
	(法人である場合	<u>``</u>)	•			
	(ふり	が な)		<i>I</i>	75	
	名	称		住	所	
	Cz	うしゅうかんきょう			ツ 変到東西部田書のしむり	<u></u>
	株式会社	上州環境	群馬県	表出市浜町〇〇番〇〇号	※登記事項証明書のとおり	記へ
法	定代理人(申請者	育が法第14条第	5項第	2号ハに規定する未成年者で	である場合)	
	(個人である場合)				
	(ふりがな)	生年月	П	本	籍	
	氏 名	生 年 月	Н	住	所	
	(法人である場合)	•			
	\mathcal{L})	り が な)		住	所	
	名			LL	771	
		※該当者がい				
		その者の住	民票及	び登記されていないことの記	正明書を添付	
	役員(法定代	理人が法人である	場合)			
	(ふりがな)	生年月	日	本	籍	
	氏 名	役職名・四	乎称	住	 所	
役	員(申請者が法人					
	(ふりがな)	生年月日		本	籍	_
	氏 名	役職名・呼称	->/ /-	住	<u></u>	
	あがぎ たろう	S18. 2. 7		以此一种,我们是一种,我们的一个		_
	赤城太郎	代表取締役	1	以川市赤城町南赤城山〇〇 	•	
	くさつ よいとこ	S19. 7. 1				_
	草津 酔床	取締役 500.4.1		具前橋市大渡町〇〇番 		\dashv
	いかほ ゆめじ 伊香保 夢二	S29. 4. 1		具渋川市伊香保町〇〇番 具渋川市石原〇〇番		\dashv
		<i>取締役</i> S22. 10. 10	1	RRAMITA原しし番 「利根郡みなかみ町湯原〇〇」		\dashv
	みなかみ おんせん 水上 恩千	<i>522.10.10</i> <i>監査役</i>				\dashv
	ハエ ぶ /	<u> </u>	群馬県利根郡みなかみ町後閑〇〇番			

- ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付
- ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、 会長等)についても記載

様式第十号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式 の総数		3,000 株	出資の額	3,000,000 円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
	八石人は石小		割合	住	所
	あかぎ たろう	S18. 2. 7	1,500株	群馬県渋川市赤坂	城町北赤城山〇〇番
	赤城 太郎	510. 2. 1	50%	群馬県渋川市赤坂	城町南赤城山〇〇番
Ī	はるな じろう	S30. 2. 1	1,000株	群馬県高崎市榛澤	名山町〇〇番
	榛名 次郎	330. 2. 1	33.3%	群馬県高崎市榛澤	名湖町〇〇番
Ī	みよぎ さぶろう	S30, 3, 20	500株	群馬県富岡市妙事	美 <i>町岳〇〇番</i>
	妙義 三郎	330. 3. 20	16.7%	群馬県富岡市妙義町妙義〇〇番	
	·				·

※直前決算期の法人税確定申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付 ただし、申請日現在の株主又は出資者若しくは金額に変動が生じている場合には、その変動 を決議した議事録の写しを添付

法人設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人代表者が作成し原本証明した株主名簿 又は出資等を証明する書類を添付

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)	生年月日	本	籍						
氏 名	犯職夕 • 呕称	住	訴						
	※該当者がいる場合記入 その者の住民票、登記されていないことの証明書及び証明書類(雇用及び行 又は地位を証明できるもの)を添付								
	1 本店又は支 2 継続的に業	務を行うことができる施設を有	ご、次に掲げるものの代表者 主たる事務所又は従たる事務所) する場所で、廃棄物の収集若し 約を締結する権限を有する者を						

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する すべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記 載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は既に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、業を営んでおりますが、今回排出事業者の要望により新たに廃油を取り扱うため、変更許可申請を行いました。廃棄物は積替え保管を行わず、即日処分施設に搬入します。

※「予定排出事業者の所在地」またに

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

※「予定排出事業者の所在地」または 「予定運搬先の所在地」のどちらか は必ず**群馬県内**となります。

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	Ot/月	固形	00建設(株) 00県000	なし	(株)0000 00県000許可番号)
2	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を除く)	Ot/月	固形	同上	なし	同上
3	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を含む)	Ot/月	固形	同上	なし	OOOO(株) OO県OOO (許可番号)
4	ガラスくず・コンクリびトくず及が「胸磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務の対象を除く)を含む)	Ot/月	固形	同上	なし	(株)〇〇〇〇 中間処理 施設 〇〇県〇〇〇 (許可番号)
5	汚泥 水銀使用製品産業廃棄物(水銀 回収義務の対象 を除く)及び水 銀舎有ばいじん 等(水銀回収義 務の対象を除 く)を含む	Ot/月	泥状	OO (株) OO工場 OO県OOO	なし	(株) OO OO処分場 OO県OOO (許可番号)
6	<i>動植物性残</i>	Ot/月	泥状	〇〇食品(株) 群馬県〇〇市	なし	(株)0000 群馬県00市 (許可番号)
7	廃油	Om3/月	液状	(株) OO化学 OO県OOO	なし	(株) OO OO県OOO (許可番号)

※石綿含有産業廃棄物を処分できる施設は、「最終処分:管理型または安定型最終処分場」、

「中間処理:①許可を受けた溶融施設、②国の認定を受けた無害化処理施設」

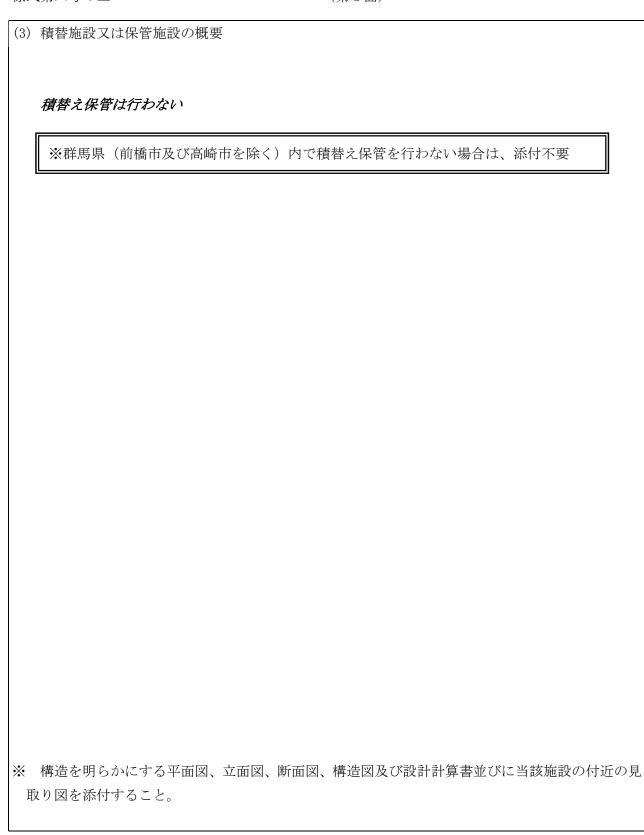
- ※水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務のあるものに限る)を及び水銀含有ばいじん等(水銀回収義務のあるものに限る)を 処分できる施設は、「最終処分:なし」「中間処理(水銀使用製品産業廃棄物):①許可を受けたばい焼施設または蒸留施設 で水銀が回収できる施設、②大気中に水銀が飛散しない方法で分離できる施設」「中間処理(水銀含有ばいじん等):許可を 受けたばい焼施設または蒸留施設で水銀が回収できる施設」
- ※水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務のあるものを除く)及び水銀含有ばいじん等(水銀回収義務のあるものを除く)を処分できる施設は、「最終処分:遮断型または管理型最終処分場で水銀が埋め立てられる施設」「中間処理:大気中に水銀が飛散しない方法で分離できる施設」

様式第六号の二

(第2面)

3. 運	搬施設の概要	※ 白動車烩本訂	のとおり記載し	アノゼキい		
(1) 道	重搬車両一覧	次日期单 恢宜証	(グ) こねり 記戦 し			
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は	は使用者	備考
1	脱着装置付コン テナ専用車	群馬 100 あ 11ー11	3, 800	株式会社環	境()()	
2	キャブオーバー	群馬 100 い 22-22	8, 000	株式会社環	境()()	
3	タンク車	群馬 800 う 33-33	5, 000	申請者に同	'Ľ	
4	※同一の運搬車	 両を複数の収集運搬業者か	 が使用することに	は、法令違反に	こなること	もあります。
5		搬車両を申請する場合には 使用していないか確認して		すすることを記	証する書類	(を交わすほ
6	※それぞれについ	 ハて、次のとおり「付近の	見取図」を添付	トレてください		
7	・事務所(群馬り	県内に限らず、必ず添付し 県内に事業場がある場合は	てください。)			
8	・駐車場(群馬」	県内に駐車場がある場合は 	、必ず添付して	(ください。)		
9						
10						
事務所	の所在地	桐生市織姫町〇〇番〇〇元 近の見取図のとおり。	}			
駐車場	の所在地 同上 ※ 付 込	近の見取図のとおり。				
(2) 7	その他の運搬施設の	機要				
運搬	般容器等の名称	用 途	容	量	備	青 考
ホくず、がれき類(石綿含有 産業廃棄物を除く)、ガラス くず・コンクリートくず及び 陶磁器くず(石綿含有産業廃 棄物を除く)						
フレコ	ンバッグ	がれき類(石綿含有産業) 物を含む)	廃棄 Om³			
蓋付オ	ープンドラム缶	動植物性残さ	Om³			
プラス	チックケース	水銀使用製品産業廃棄物 ラスくず・コンクリート 及び陶磁器くず)				
鋼鉄ド	ラム缶	廃油	200L			

(第3面)



様式第六号の二

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1)車両毎の用途

車検証に「土砂等以外」の積載物制限が記載されている場合

土砂等禁止車両では、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類は運搬 しません。

①脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く)

②キャブオーバー

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、動植物性残さ

3タンク車

汚泥、廃油

(2)収集運搬業務を行う時間

9時~17時 (休憩 1時間)

(3)休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日)

従業員数の内訳

*OO*年*OO*月*OO*日現在

申請者又は申	政令第6条の10で	相談役、顧問等					
請者の登記上	準用する第4条の7	申請者の登記	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
の役員	に規定する使用人	外の役員					
3人	1人	<i>o</i>	1人	5人	<i>3</i> 人	0 J	13人

※役員及び使用人の数は、様式第六号の第2面及び第3面と整合をとってください。

法人全体の人数を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に関係する社員をうち数で

() 書きしてください。(合計欄は、() の数と役員の数の合計としてください。)

(第5面)

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○運搬に際し講ずる措置

【飛散流出防止対策】

- ・木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)は、コンテナに入れ、荷台にシートがけを行う。
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)は、フレコンバッグで梱包する。
- ・汚泥及び廃油は、タンク車で密閉し、運搬する。
- ・動植物性残さは、蓋付オープンドラム缶に入れて運搬する。

【悪臭防止対策】

・必要に応じ容器を用いるとともに、運搬車両の清掃及び他施設の清掃に努め、運搬する産業廃棄 物から悪臭が発散しないよう留意する。

【石綿含有産業廃棄物の取り扱い】

・石綿産業廃棄物は破砕しない。梱包し、他の廃棄物と混合しないように区別する。

【水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱い】

・破砕及び他の廃棄物との混入を防ぐために、必要に応じ梱包し、専用容器に収納して運搬する。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号又 群馬 100 は車両番号 あ 11-11 写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 前 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 面 ナンバープレートが確認できること。 写 真 ・追加する品目を運搬する車両のみ提出してください。 ・カラー写真を添付してください。 (デジカメ可) ・車両の全容、自動車登録番号が明確に確認できるものとしてください。 ・記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。 ・土砂等禁止車両では、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、 がれき類は、運搬不可です。 側 注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 面 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物 写 収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。 真 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。

撮影 | 〇〇年〇〇月〇〇日

申請書 (記載例)

様式第六号の二

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鋼鉄ドラム缶	用途	廃油
注意事項			
・容器等の全位	体が写るように撮影すること。		
追加する品	品目を運搬する容器のみ提出し	てくだ	さい
	『を添付してください。 (デジ		
	と体が明確に確認できるものと		
	ιない場合には、この様式を複		
		撮影	OO年OO月OO日
運搬容器等の名称		用途	
沙辛事巧			
注意事項・容器等の会	体が写るように撮影すること。		
· 谷面寺(7)主	牛が子のよ ノに1取戻りのこと。		

撮影

〇〇年〇〇月〇〇日

(第8面)

				事業の開始	台に要	要する資金	の総額及び	びその	り資金の調達方	法	
	内	訳					金		額(千円)		
1		始に要 の 総		25, 0	000)					
	$\int \mathcal{L}$	•	地	購入費	5,	000					
		事務所	F1	造成費	2,	500	建設費	5,	000		
		事務所	F2	造成費	1,	500	建設費	3,	000		
	収	集運搬	車両	購入費	2,	000					
	積	替保管	施設	造成費	2,	000	建設費	4,	000		
	自	己資	金	5, 0	000)					
調	借	ス	金	20, 0	000)					
達											
方											
法	そ	Ø	他								
	増		資								
	(例 金に (例	列)「他 は必要と	型県で割 こしない 建設業を	午可を受け ハ」 を営んでお	て産	業廃棄物場	又集運搬業	を営	旨を記載して。 んでおり、許可 るため、許可明	可申請に際	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

資産に関する調書(個人用) *〇〇年〇〇月〇〇日*現在 資産の種別 内 容 数 量 価格、金額(千円) 現金預金 定期預金 3, 000 有価証券 株式 1,000株 100 未収入金 売掛金 受取手形 自宅宅地 土 地 20,000 1 1 0 m² 駐車場土地 建 物 自宅 1棟 12,000 備 品 ダンプ 1台 車 両 3, 000 その他 資 産 計 38, 100 価格、金額(千円) 負債の種別 内 数 量 容 19,000 長期借入金 短期借入金 500 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他 負 債 計 19, 500

様式第六号の二

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

00年00月00日

群馬県知事様

申請者

住所 *群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号*

氏名 **株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎**

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

申請書(記載例)

【産業廃棄物収集運搬業】別紙「水銀廃棄物取扱品目一覧」(産業廃棄物収集運搬業者用) 以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

- 1. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。
- 2. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「〇」を付した種類について取り扱います。・・・注)この種類が許可証に表記されます。
 - ◆ 取り扱う産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

積替え保管 : あり なし

	水銀使用製品	品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等		
産業廃棄物の種類	全て	水銀回収義務の対象を除く。	全て	水銀回収義務 の対象を除く。	
燃え殻					
汚泥		0		0	
廃油					
廃酸					
廃アルカリ					
廃プラスチック類					
金属くず					
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず		0			
鉱さい					
ばいじん					

申請書(記載例)

【参考1】水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの(43種類)

1) 水銀電池 2) 空気亜鉛電池 3) スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。) 4) 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。) 5) HID ランプ(高輝度放電ランプ) 6) 放電ランプ(蛍光ランプ及びHID ランプを除く。) 7) 農薬 8) 気圧計9) 湿度計 10) 液柱形圧力計 11) 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。) 12) 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。) 13) 真空計14) ガラス製温度計 15) 水銀充満圧力式温度計 16) 水銀体温計 17) 水銀式血圧計 18) 温度定点セル 19) 顔料 20) ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。) 21) 灯台の回転装置 22) 水銀トリム・ヒール調整装置 23) 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。) 24) 水銀抵抗原器 25) 差圧式流量計 26) 傾斜計 27) 水銀圧入法測定装置 28) 周波数標準機 29) ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。) 30) 容積形力計 31) 滴下水銀電極 32) 参照電極 33) 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。) 34) 握力計 35) 医薬品 36) 水銀の製剤 37) 塩化第一水銀の製剤 38) 塩化第二水銀の製剤 39) よう化第二水銀の製剤 40) 硝酸第一水銀の製剤 41)硝酸第二水銀の製剤 42)チオシアン酸第二水銀の製剤 43) 酢酸フェニル水銀の製剤

※上記のうち、水銀回収義務の対象となるものを下線表示としています。

※上記のほか、水銀又は水銀化合物の使用が表示されているものも水銀使用製品産業廃棄物となり、そのうち「浮ひょう形密度計」、「積算時間計」、「ひずみゲージ式やサ」、「電量計」、「ジャイロコンパス」の5つの製品については、水銀回収義務の対象となります。

【参考2】水銀含有ばいじん等の対象となるもの

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀を15mg/L を超えて含有するもの	水銀を1000mg/L 以上含有するもの

【参考3】水銀関係の処理基準

(一般的な処理基準のほかに以下の基準を満たす必要があります。)

	産業廃	棄物
廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
収集運搬の基準	・破砕禁止・他の廃棄物と混入しないこと・仕切りを設けること	
処分の基準 (中間処理・最終処分)	・大気中への飛散防止措置・環境大臣が定める方法によるが (環境省令で定める水銀回収がます。・安定型最終処分場への埋立禁止	義務付けられた廃棄物のみ)

申請書 (記載例)

【産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表

・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

	付を省略する書類に○印をつり	/ (C · · ·		略する理	! ! 申	
	省略できる書類	更新許可申請のため	変更許可申請 のため (ただし、追加する品目 に関わらないもの)	先行許可証を提 示するため	2つ以上の許可 を同日に申請す るため	優良認定 (確認) を受けているた め
	(第3面)積替施設又は保管 施設の概要)	
様	(第4面)収集運搬業務の具 体的な計画					0
式	(第5面)環境保全措置の概 要					0
第	(第6面)運搬車両の写真				0	
六号	(第7面)運搬容器等の写真				0	
0	(第8面)事業の開始に要する 資金の総額及びその 資金の調達方法					
=	(第9面)資産に関する調書 (個人用)					
	(第10面)誓約書				0	
	許可証の写し					0
	※住民票(個人・法人役員 等)				0	
添	※法人の登記事項証明書 ※株主(法人)の登記事項				0	
	証明書 ※登記されていないことの証				0	
付付	明書(個人・法人役員等) 定款又は寄付行為				0	0
	事務所及び群馬県内の事業場 (駐車場)等の付近の見取図				0	
書	車検証の写し 車両の賃貸借契約書等の写				0	
	決算書				0	0
	※法人税納税証明書				0	
	※所得税納税証明書				0	
類	「水銀廃棄物取扱品目一 覧」(産業廃棄物収集運搬 業者用)		1以降に産業廃棄	さい(該当がない E物収集運搬業の新		
	未 但 用 /	2. 産業廃	棄物収集運搬業許	F可証書換え申出書	きを提出している。	

が 日教に フィーでは、「中間日が日 竹中間や)所にが不と近れてするは、 この子 しと近日 テ ることが 竹配 と テ。						
・2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入						
今回添付を省略した書類は、OO年OO月OO日付けで提出した以下の申請書に添付されています。						
(産業廃棄物収集運搬業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
新規・・変更・・ 更新)許可申請書						